

議案第67号

令和2年度東京都板橋区一般会計補正予算(第5号)

令和2年度東京都板橋区一般会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,574,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ292,789,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(特別区債の補正)

第2条 特別区債の変更は、「第2表 特別区債補正」による。

令和2年9月23日提出

東京都板橋区長  
坂 本 健

第1表  
歳入

歳入歳出予算補正

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
14 国庫支出金		110,720,640	1,119,093	111,839,733
	1 国庫負担金	46,233,750	1,041,731	47,275,481
	2 国庫補助金	64,469,395	77,362	64,546,757
15 都支出金		20,661,064	262,359	20,923,423
	1 都負担金	10,945,039	1,581	10,946,620
	2 都補助金	7,652,554	260,778	7,913,332
19 繰越金		2,000,000	3,557,012	5,557,012
	1 繰越金	2,000,000	3,557,012	5,557,012
20 諸収入		2,525,099	19,036	2,544,135
	6 雑入	1,455,695	19,036	1,474,731
21 特別区債		3,023,000	616,500	3,639,500
	1 特別区債	3,023,000	616,500	3,639,500
歳入	合計	287,215,000	5,574,000	292,789,000

歳 出

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
2 総務費		79,475,845	32,013	79,507,858
	2 総務管理費	8,458,016	4,635	8,462,651
	4 区民文化費	64,254,402	27,378	64,281,780
3 福祉費		131,691,434	3,076,643	134,768,077
	1 社会福祉費	30,187,119	926,133	31,113,252
	2 高齢福祉費	16,018,808	1,310	16,020,118
	3 児童福祉費	49,897,352	556,474	50,453,826
	4 生活保護費	35,588,155	1,592,726	37,180,881
4 衛生費		8,936,958	129,321	9,066,279
	1 保健所費	8,936,958	129,321	9,066,279
6 産業経済費		3,318,353	△33,802	3,284,551
	1 産業振興費	3,177,251	△15,482	3,161,769
	2 農業費	141,102	△18,320	122,782
7 土木費		16,325,096	△28,576	16,296,520
	3 緑化対策費	3,588,141	△28,576	3,559,565
8 教育費		33,892,669	61,167	33,953,836
	1 教育総務費	4,296,131	24,455	4,320,586
	2 小学校費	13,156,617	△49,147	13,107,470
	3 中学校費	5,090,918	△43,878	5,047,040
	4 幼稚園費	3,313,446	122,036	3,435,482

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	5 社会教育費	8,035,557	7,701	8,043,258
10 諸支出金		375,145	2,337,234	2,712,379
	1 財政調整基金積立 金	11,214	2,337,234	2,348,448
歳	出	合	計	
		287,215,000	5,574,000	292,789,000

第2表

## 特 別 区 債 補 正

起 債 の 目 的		限 度 額		
		補 正 前 の 額	補 正 額	計
内 訳	義 務 教 育 施 設 整 備	千円 1,341,000	千円 616,500	千円 1,957,500
合 計		3,023,000	616,500	3,639,500
起 債 の 方 法		<p>普通貸借または証券発行による。</p> <p>証券発行の場合において発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額を上欄限度額に加算した金額を限度額とする。</p> <p>なお、当該年度において未発行のものがある場合には、翌年度において繰越発行できる。</p>		
利 率		<p>5.0%以内</p> <p>(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)</p>		
償 還 の 方 法		<p>起債のときより据置期間を含めて30年以内に元利均等その他の方法により償還する。</p> <p>ただし、融通条件または財政の都合により償還年限を短縮し、繰上償還することもある。</p>		